

令和6年度 沖縄県認知症介護実践者等養成事業年度計画

	認知症対応型サービス事業 開設者研修	認知症対応型サービス事業 管理者研修	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修
研修のねらい	認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させる。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させる。	指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画作成するために必要な知識及び技術を修得させる。
研修対象者	以下のいずれの条件も満たす者 ① 指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者となることが予定される者 ② 講義及び職場体験の全日程に出席可能な者	以下のいずれの条件も満たす者 ① 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者 ② 認知症介護実践研修における実践者研修(基礎課程を含む)を修了している者 ③ 講義の全時間に出席可能な者	以下のいずれの条件も満たす者 ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者 ② 認知症介護実践研修における実践者研修(基礎課程を含む)を修了している者 ③ 講義の全時間に出席可能な者
受講申込・決定について (共通)	受講希望者は、当該事業所が所在する市町村長(保険者)又は沖縄県介護保険広域連合の長を経由し申込を行う。 沖縄県知事は、市町村長(保険者)又は沖縄県介護保険広域連合の長から推薦を受けた者について受講を決定する。		
研修が義務づけられる事業所及び職種	① 認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設者 * みなし措置 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす。 ・ 実践者研修又は実践リーダー研修(平成17年度修了) ・ 基礎課程又は専門課程(平成12～16年度修了) ・ 認知症介護指導者研修(平成12～17年度修了) ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度修了) ・ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修(平成13～17年度修了)	① 認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型通所介護事業所の管理者 * みなし措置 認知症対応型共同生活介護事業所の管理者において、下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす。 ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度修了)	① 小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者 ② サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する計画作成担当者
研修内容	講義 6時間 職場体験 8時間	講義 9時間	講義 9時間
研修日程	令和6年9月17日(火)～18日(水) 沖縄産業支援センター 304号 集合研修	令和6年10月25日(金)～26日(土) 沖縄産業支援センター 会議室大 集合研修	令和6年9月25日(水)～26日(木) 沖縄産業支援センター 304号 集合研修
受講定員	1回あたり 10名	1回あたり 35名	1回あたり 20名